

第1 総則

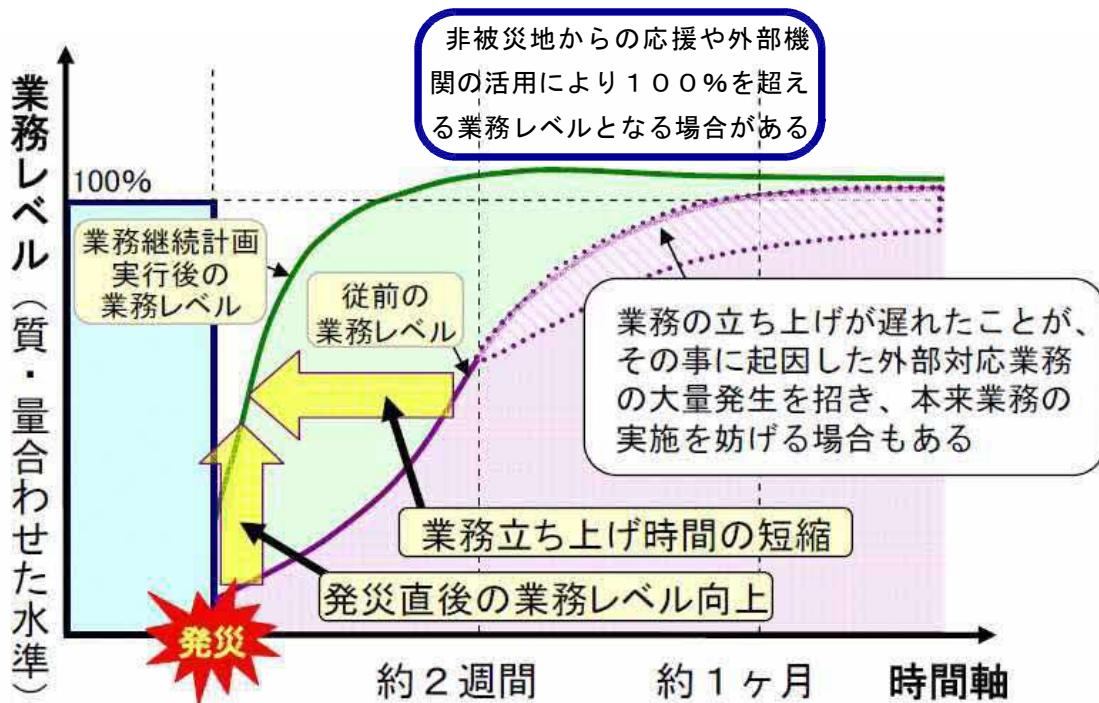
1 業務継続計画策定の意義と目的

地震をはじめとする大規模災害等により道民生活に深刻な影響を与える非常事態が発生した場合、行政組織としての道自身も被災し、人員、資機材、情報及びライフライン等、利用できる資源に制約が生じることが考えられる。

「北海道庁業務継続計画」（以下「本計画」という。）は、札幌市内に大きな被害をもたらす大地震等に備え、非常事態時に、道庁各部局等において実施すべき応急業務（注）及び継続の優先度の高い通常業務を「非常時優先業務」と位置付ける（図2参照）とともに、非常時優先業務の業務継続に必要な措置を講じることにより、業務立ち上げ時間の短縮や発災直後の業務レベルの向上を図ることを目的とした計画である（図1）。

（注）応急業務…「北海道地域防災計画」（災害対策基本法第40条）等や各部局等で整備している「災害対策実施要領」等（北海道災害対策本部運営要領3の(1)）に基づいて実施する「災害応急対策業務」及び早期実施の優先度が高い災害復旧・復興業務等

（図1）業務継続計画の作成による業務改善のイメージ

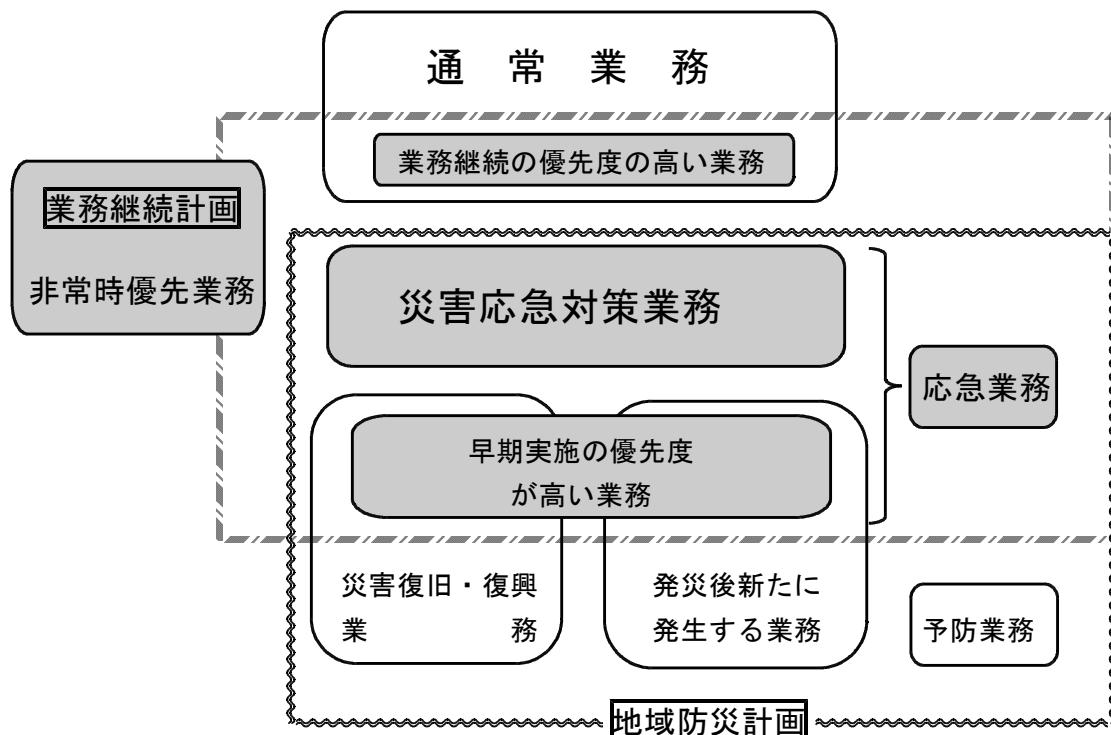


2 地域防災計画との関係

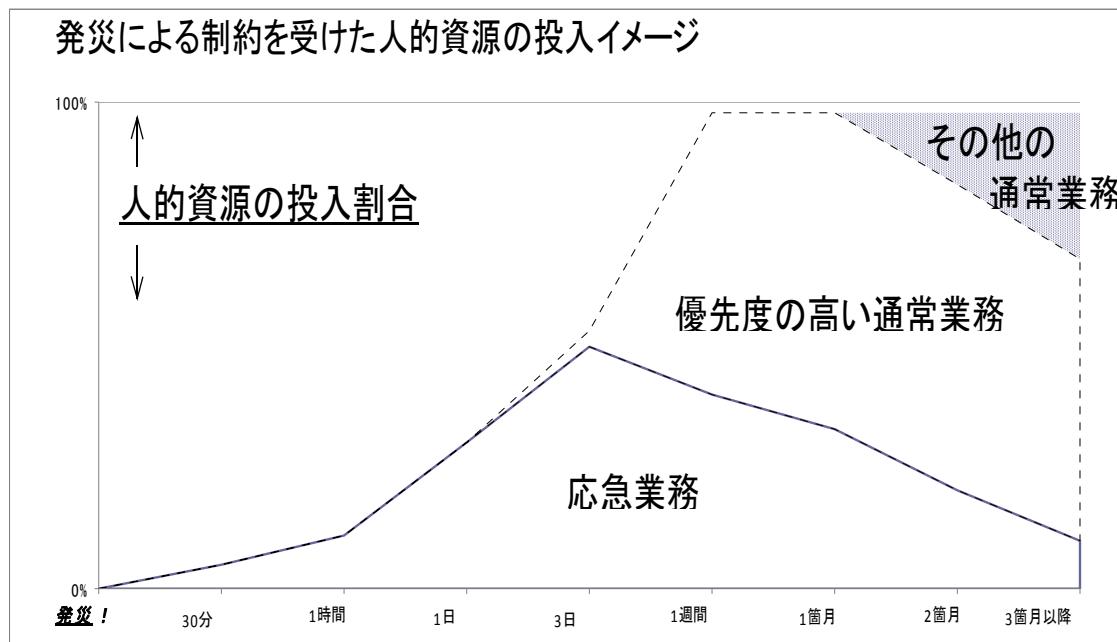
地域防災計画は、道や市町村、防災関係機関が連携して実施すべき災害に対する予防、応急、復旧、復興業務を総合的に示す計画であるのに対し、業務継続計画は、道が非常事態時に優先的に取り組むべき業務を非常時優先業務として、あらかじめ抽出し、制約された資源を効率的に投入することで、非常時優先業務遂行の実効性を確保するための計画である（図2、図3）。

	地域防災計画	業務継続計画
主 体	道、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災機関	道
目 的	道内における災害の予防、応急、復旧、復興対策を実施することにより、道民の生命、身体及び財産を保護するための必要な事項を定める。	非常事態に備え、人員やライフラインなどが制約された状況下で、非常時優先業務を特定するとともに、業務継続のための業務資源の確保、配分等について必要事項を定め、業務立ち上げ時間の短縮や発災直後の業務レベルの向上を図る。

（図2）業務継続計画と地域防災計画の対象業務



(図3)



3 業務継続の基本方針

- (1) 道民の生命・身体・財産を保護し、被害を最小限にとどめるため、災害応急対策業務を中心に、非常時優先業務を最優先に実施する。
- (2) 非常時優先業務を継続実施できるよう、必要となる人員、資機材、庁内相互連携体制等を確保するため、業務継続の優先度の高い業務以外の通常業務については、一時的に休止・縮小する。
- (3) 業務継続の優先度の高い業務以外の通常業務は、非常時優先業務に影響を与えない範囲で、順次再開する。

4 本計画の対象機関

本計画の対象となる機関は、本庁舎及び別館庁舎に入居している本庁各部局。ただし、別館庁舎に入居している企業局、監査委員事務局、人事委員会事務局、労働委員会事務局及び教育庁（以下本庁各部局を含め「各部局等」という。）を対象として加える。

5 本計画の発動

- (1) 札幌市内に震度6弱以上の地震が発生した場合に本計画は自動的に発動することとし、震度5強以下の地震及びその他の災害等が発生した場合においても、知事の判断に基づき、本計画を発動するものとする。
- (2) 本計画が発動された場合は、他の計画等に優先して適用されるものとする。
- (3) 知事は、通常業務体制への復帰を判断したときは、その旨の指示を行うものとする。

第2 想定災害

1 想定する地震

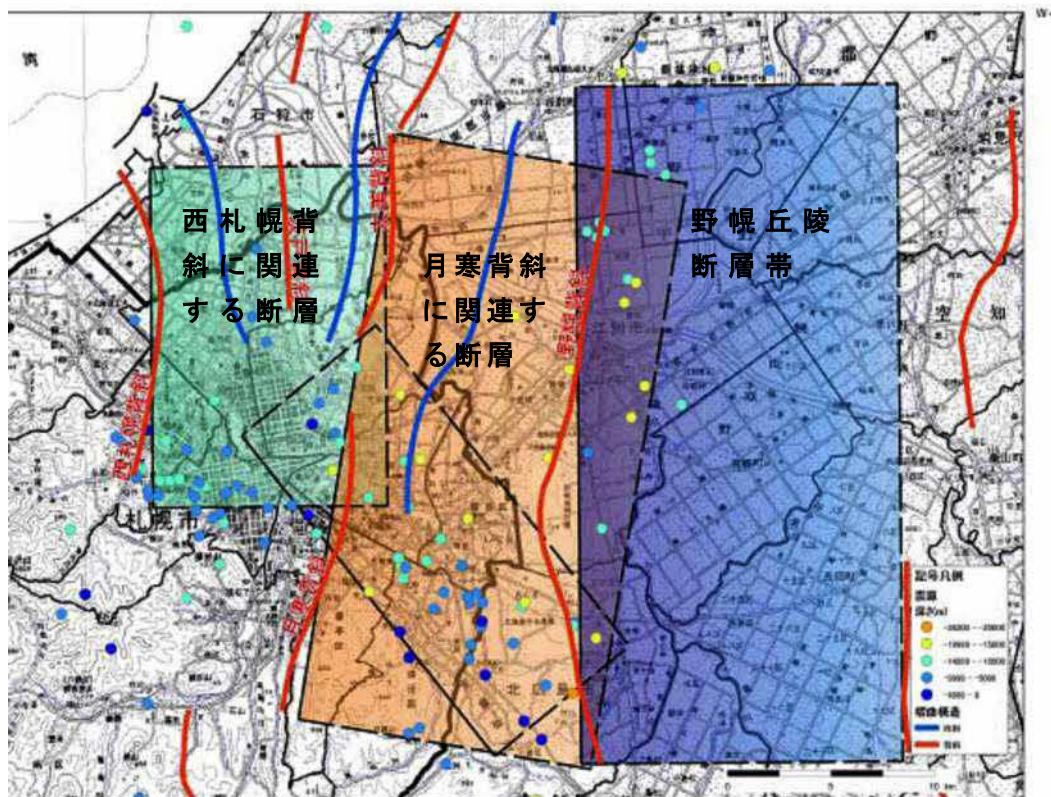
本計画で想定する地震は、北海道防災会議地震専門委員会で、「北海道の想定地震」として決定された次の「3つの伏在活断層（図4）による札幌市直下型地震」とする。

- (1) 野幌丘陵断層帯
- (2) 月寒背斜に関連する断層（月寒断層）
- (3) 西札幌背斜に関連する断層（西札幌断層）

	マグニチュード	最大震度	震度6強以上発生面積 (km ²) [札幌市内]
野幌丘陵断層帯	7. 5	7	44 (4.0%)
月寒断層	7. 3	7	169 (15.1%)
西札幌断層	6. 7	7	122 (10.9%)

※以下第2掲載の図及び表は札幌市防災会議の資料から抜粋

(図4)



(図5：本庁舎周辺の震度分布図)



※ 3つの断層による地震の震度を重ね合わせ、最大震度を表した分布図

<主な施設の震度>

施設名	震度
北海道政府本庁舎	6弱（一部6強）
〃別館	6強
北海道警察本部	6強
北海道議会	6強
札幌建設管理部	6弱
道民活動センタービル（かでる2・7）	6強

2 札幌市直下型地震の被害想定

(1) 建物被害

	野幌丘陵断層帯		月寒断層（最大）		西札幌断層	
	夏	冬	夏	冬	夏	冬
全壊棟数	7, 373	8, 026	30, 218	33, 611	18, 377	20, 336
半壊棟数	33, 728	37, 366	71, 073	78, 850	49, 044	54, 300
全出火件数	21	95	70	314	43	198
焼失棟数	71	382	255	1, 405	156	957

(2) 人的被害

(単位：人)

	野幌丘陵断層帯		月寒断層（最大）			西札幌断層	
	死 者	重傷者	死 者	重傷者	軽傷者	死 者	重傷者
夏	5時	365	1, 054	1, 789	3, 123	27, 500	1, 046
	12時	253	754	1, 318	2, 378	20, 919	772
	18時	254	757	1, 325	2, 391	21, 006	777
冬	5時	1, 707	958	8, 234	2, 411	28, 003	4, 690
	12時	1, 282	680	6, 574	1, 805	21, 204	3, 766
	18時	1, 293	694	6, 619	1, 850	21, 380	3, 793

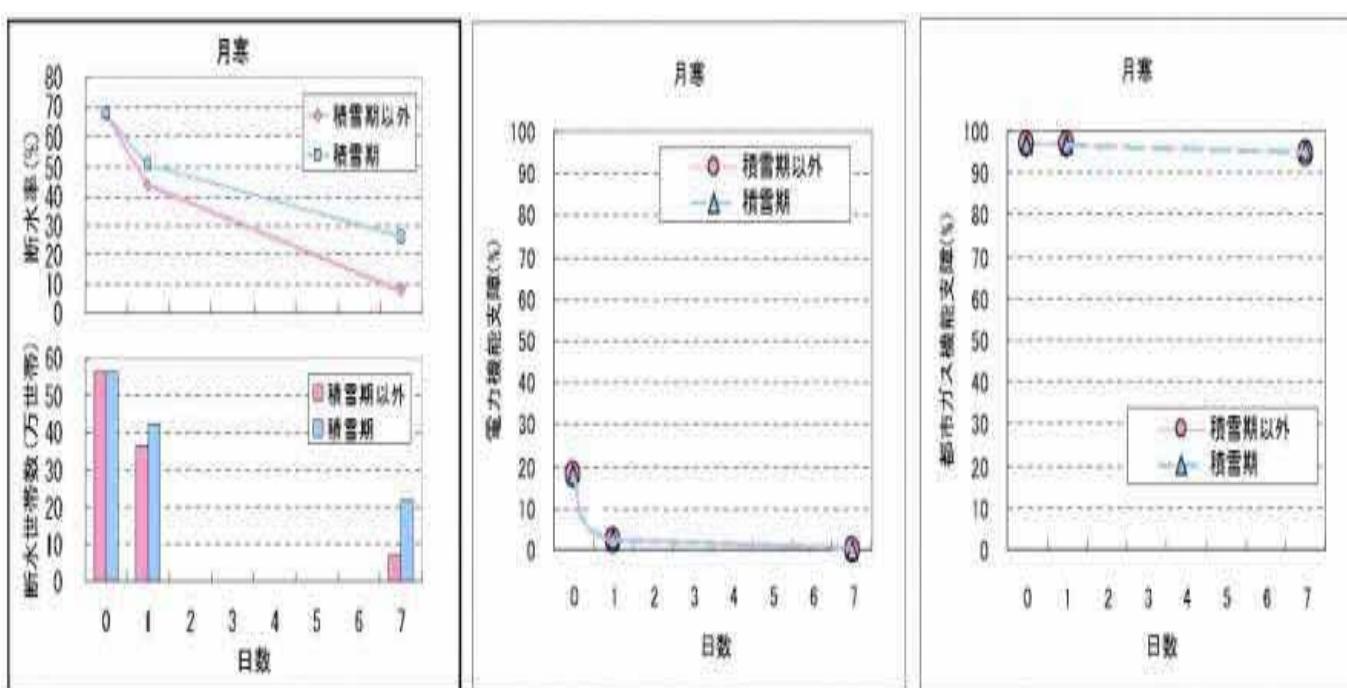
※ 冬：発災後2時間以内に救出されないと仮定したもの

(3) ライフライン被害（月寒断層による地震の場合）

上 水 道

電 力

都市ガス



3 想定する洪水

本計画で想定する洪水は、札幌市の洪水ハザードマップにより、本庁舎及び別館庁舎周辺は0.5m未満の浸水深とする。

(図6:本庁舎周辺の洪水ハザードマップ)



4 想定する大規模停電

本計画で想定する大規模停電の期間は「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」(平成28年2月 内閣府(防災担当))に基づき、1週間程度とする。

※「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」58ページ

『・・・停電の長期化に備え、1週間程度は災害対応に支障がないよう準備することが望ましい。』

第3 非常時優先業務の選定

1 業務影響分析の評価

通常業務のうち真に継続が必要な重要業務を抽出するため、発災後、業務停止による「社会に与える影響の重大性」、「どの時点までにどのような対応が必要とされるか」等について業務影響分析を行い、継続すべき優先業務を抽出した。

具体的には、各業務について、業務の中止や業務開始の遅延が「道民の生命、身体、財産の保護」、「業務継続のための環境を維持」、「社会経済活動機能の維持」等に及ぼす影響度を、発災時からの経過時間（1時間、1日、3日、1週間、及び1箇月の各時点を基準とする。）に応じて、当該業務が目標レベルに到達していなかった場合に、道民生活、経済活動等社会にどのような影響を与えるおそれがあるかについて、次の基準で評価を行った。

評価	影響の重大性	基準時点において目標レベルに到達していないことによる影響の内容
レベルV	甚大	甚大な社会的影響が生じ、大規模な社会的批判が発生し、大部分の人は、その行政対応は許容可能な範囲外であると考える。
レベルIV	大	相当の社会的影響が生じ、社会的批判が発生するが、過半の人は、その行政対応は許容可能な範囲外であると考える。
レベルIII	中	社会的影響が生じ、社会的批判が一部発生するが、過半の人は、その行政対応は許容可能な範囲内であると考える。
レベルII	小	若干の社会的影響が生じるが、大部分の人は、その行政対応は許容可能な範囲内であると考える。
レベルI	軽微	社会的影響はわずかであり、ほとんどの人は全く影響を意識しないか、意識しても、その行政対応は許容可能な範囲内であると考える。

2 非常時優先業務の選定

非常時優先業務の選定に当たっては、業務継続の基本方針に基づき、道のすべての業務を洗い出し、原則として、1箇月以内に評価レベルが「レベルⅢ」以上の影響が生じると考えられる業務を非常時優先業務として選定した。

3 非常時優先業務の目標着手時期

選定した非常時優先業務については、業務の必要性、緊急性等の観点から、発災後直ちに着手すべき業務、3日以内に着手すべき業務、1週間以内に着手すべき業務に区分し、それぞれの目標着手時期を設定した。

(* 各部局等の設定イメージは別表1、危機管理班の時系列活動表は別表2に示す。)

* 着手時間と目標復旧時間ごとの主な業務

		目標復旧時間		
		おおむね3日以内	おおむね1週間以内	おおむね1箇月以内
着手時間	直ちに～ 24時間以内	[道民の生命、身体、財産の保護に必要な業務]		
	1日～ 3日以内		[業務継続のための環境を維持する業務]	
	3日～ 1週間以内			[社会経済活動機能の維持に必要な業務]
想定される事象		○甚大な人的・物的被害が発生 ○道庁の被災により、職員・資源・情報に制約が発生	○避難所生活者等から様々なニーズが増加	○社会機能の復旧に関する要望が増加

4 非常時優先業務以外の通常業務

発災時、道は道民の生命や生活を守るための災害応急対策業務を優先して行うこととなるが、通常業務の中でも道民生活に密接に関わる業務や道庁の機能維持業務など継続の必要性の高い通常業務を継続して実施しなければならない。

このため、各部局等は、限られた人的・物的資源を非常時優先業務に投入し、業務を継続できるよう、「評価レベルⅡ」以下の非常時優先業務以外の通常業務を一時的に休止・縮小するものとした（別表3参照）。

5 各部局等の取組み

各部局等においては、本計画の業務継続の基本方針に基づき、非常時優先業務を選定し、業務を遂行するうえでの課題と対策について整理するものとする。

(* 本計画に示す考え方により各部局等が設定した着手目標時期別の非常時優先業務は、【資料】(27～45ページ)掲載のとおりである。)

別表1 各部局等の設定イメージ

非常時優先業務

業務の着手時間と活動イメージ

目標	非常時優先業務						
	レベルV	レベルIV	レベルIII	レベルII・I			
	社会に与える影響が大きい				社会に与える影響が小さい		
時間	0分	30分	1時間	1日目	3日目	1週間	1箇月
初動対応業務	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> 危機管理班：情報収集、災害対策業務等 【道民の生命、身体、財産の保護に必要な業務等】 各班：非常招集、職員の安否確認、災害対応業務等 総政班：災害広報、外国人支援等 保福班：医療対策、福祉対策、災害救助法、救援物資調達、被災者の生活救護等 建設班：インフラ（道路・河川等）の維持・応急復旧、被災建築物応急危険度判定等 </div>						
体制確保業務	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> 【業務継続のための環境を維持する業務等】 各班：非常時優先業務体制の確保等 総務班：庁舎施設維持、災害関係予算等 総政班：通信・情報システム確保等 </div>						
機能維持早期復旧業務又は通常業務（優先度が高い業務）	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> 【社会経済活動機能の維持に必要な業務等】 各班：道民の経済活動に直結する許認可補助金に関する業務等 総務班：災害時の道税対策等諸施策 総政班：被災市町村財政支援対策等諸施策 環生班：廃棄物処理対策等諸施策 保福班：福祉サービス災害応急諸施策 経済班：商工業・労働者被害対策等諸施策 農政班：農業被害対策等諸施策 水林班：水産・林業被害対策等諸施策 建設班：公共土木施設の復旧対策等諸施策 </div>						
通常業務（優先度が低い業務）	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> 【休止・縮小する業務】 各部：庶務関係事務、緊急性のない業務 </div>						

別表2 危機管理班の時系列活動表

時 系 列 活 動 表

非常時優先業務

目標	道民の生命、生活及び財産の保護	危機管理班 〔職員数57名〕
業務名	災害対策本部の設置、運営	参集が可能な職員数 1H以内：約4名
担当部局	危機管理班（危機対策課防災G）	業務対応する職員数 宿直員2名+4名
業務内容	大規模な災害が発生したときは、災害対策活動の推進を図るため、災害対策本部を設置し、災害情報の収集及び伝達、関係機関との情報連絡等により応急対策を実施	
目標レベル	災害対策本部の設置、関係職員の招集、市町村・関係機関との情報連絡等により応急対策を開始する	

業務の着手時間と活動イメージ

区分	0分	30分	1時間	1日目	3日目	1週間	1箇月
参集想定人数	2名	約6名	約19名	約28名	約54名		
初動対応	【地震（津波）発生】 〔地震発生の覚知〕 ◎防災情報システム自動配信						
対策本部 【危機管理班】	◎災害対策本部の設置（自動） ◎各班等に第3非常配備体制を指示 ◎防災ヘリ等による被害状況収集指示 ◎本部員会議開催						
	◎国（消防庁）への第1報 ◎自衛隊への災害派遣要請（振興局） ◎広域応援要請 ◎災害対策本部指揮室の招集						
情報収集 【危機管理班・関係各班】	〔情報収集・整理〕 ◎市町村の被害情報収集指示 ◎関係機関、ライフラインの被害情報収集 ◎住民避難の勧告・指示の状況確認 ◎「対策・被害状況」の作成 ○災害広報（総合政策班）						
応急対策 【関係各班】	◎応急対策活動の把握と指示 ○救助、救急、医療救護体制の指示 ○ライフライン等の応急対策を指示 ○災害救助法の適用（危機管理班） ○被災者のニーズ把握の指示 ○災害ボランティア等の受入体制の指示 ○救援物資の調達の指示 ○義援金、義援物資への対応判断 ○被災者支援業務 ○産業支援業務						
活動態勢 【関係各班】	●職員 ○非常招集、参集状況、安否確認 ●庁舎 ○庁舎の応急危険度判定、施設機能の確保（総務班） ○通信・情報システムの確保（総合政策班） ●業務 ○所掌事務の被害状況等の把握、報告						

別表3 通常業務の仕分け

優先度から見た通常業務の仕分け

【 業務継続の優先度の高い業務（主なもの）】

道民の生命、身体、財産の保護に必要な業務	<ul style="list-style-type: none">・危機管理、災害対応・インフラ（道路、河川、港湾、空港等）の維持・医療、福祉等のサービスの確保・道民生活に直結する各種手当、給付金、貸付金等の支給・報道対応・市町村が行う継続業務の支援（災害対応等）・その他、道民の生命、身体、財産の保護に必要不可欠な業務
業務継続のための環境を維持する業務	<ul style="list-style-type: none">・情報通信基盤の管理運営・財務会計システムの運用管理・職場の安全衛生業務・その他、業務継続のための環境を維持する業務事務
社会経済活動機能の維持に必要な業務	<ul style="list-style-type: none">・水道その他飲料水供給施設に関する業務・雇用対策及び労働相談・農作物の災害対策・被災者に係る住宅対策に関する業務・道民の経済活動に直結する許認可、補助金等に関する業務・その他、道民の社会経済活動機能の維持に必要不可欠な業務

【 主な休止・縮小業務】

各部局共通	<ul style="list-style-type: none">・庶務関係事務・福利厚生（職員の感染症対策を除く）・職員研修・統計調査、調査研究、白書等作成等・緊急性のない団体等の検査、報告聴取・多くの人が集まる集会・イベント等
-------	---

第4 業務執行体制の確保

発災時においても業務継続を的確に行うためには、必要な人員の確保、適切な配置など業務執行体制の確保を図るものとする。

1 職員の動員配備

発災時の適切な職員配置を行うため、地域防災計画における次の配置基準

等に基づき、各部局等は配備計画を定めている。

体 制	配 備 基 準	配 備 人 員
第1非常配備 (連絡本部の設置前)	1 道内に震度4の地震が発生したとき 2 本道沿岸に「津波注意報」が発表されたとき 3 気象業務法に基づく気象、地象、地動及び水象に関する警報又は情報等を受けたとき 4 噴火警報(火口周辺)又は火口周辺警報が発表され、火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生し、又は発生すると予想されるとき(噴火警戒レベル2相当) 5 局地的、小規模な事故等で被害が軽微なとき	配備計画の第1非常配備人員とし、災害の状況等により必要と認める人員
第2非常配備 (連絡本部の設置後)	(地震及び津波災害) 1 道内に震度5弱又は5強の地震が発生したとき 2 本道沿岸に「津波警報」が発表されたとき 3 道内に局地的な地震・津波災害が発生し、災害応急対策が必要と認められるとき 4 連絡本部長が指示したとき(風水害) 5 大型台風の接近等で被害の発生が予想されるとき 6 住家の床上浸水又は全半壊等の被害若しくは人的被害が発生し、さらに被害の拡大が予想されるとき 7 避難勧告、孤立集落の発生等により応急対策が必要なとき 8 交通機関の障害又は生活基盤の被害が発生し、応急対策が必要なとき(雪害) 9 住家の全半壊等の被害又は人的被害が発生し、さらに被害の拡大が予想されるとき 10 孤立集落、避難者の発生等により応急対策が必要なとき 11 交通機関の障害又は生活基盤の被害が発生し、応急対策が必要なとき(火山) 12 噴火警報(火口周辺)又は火口周辺警報が発表され、居住地域の	配備計画の第2非常配備人員とし、災害の状況等により必要と認める人員

近くまで重大な影響を及ぼす程度		
体制	配備基準	配備人員
第2非常配備 (連絡本部の設置後)	<p>の噴火が発生し、又は発生すると予想されるとき。(噴火警戒レベル3相当) (海上災害)</p> <p>13 大量の油等が流出し、漁業や環境に被害が発生したとき、又は発生が予想されるとき</p> <p>14 人命の救助救出及び被害者対策等を必要とするとき</p> <p>15 事故により生活物資輸送等に影響が生じ、対策が必要なとき (航空災害)</p> <p>16 離着陸事故等で人的被害が発生したとき</p> <p>17 小型飛行機等の墜落事故で対策が必要なとき (鉄道災害)</p> <p>18 人命の救助救出及び被害者対策等を必要とするとき</p> <p>19 事故により生活物資輸送等に影響が生じ、対策が必要なとき (道路災害)</p> <p>20 人命の救助救出及び被害者対策等を必要とするとき</p> <p>21 事故により生活物資輸送等に影響が生じ対策が必要なとき (危険物災害)</p> <p>22 家屋・施設や人的被害が発生し、さらに被害の拡大が予想されるとき (大規模火災)</p> <p>23 家屋・施設や人的被害が発生し、さらに被害の拡大が予想されるとき (林野火災)</p> <p>24 消火活動の難航が予想されるとき</p> <p>25 家屋・施設や人的被害が発生し、さらに被害の拡大が予想されるとき (大規模停電災害)</p> <p>26 人命の救助・救出案件が発生し、交通、通信網などへの影響拡大が予想されるとき。</p>	配備計画の第2非常配備人員とし、災害の状況等により必要と認める人員
第3非常配備 (災害対策本部の設置後)	<p>(地震及び津波災害)</p> <p>1 道内に震度6弱以上の地震が発生したとき</p> <p>2 本道沿岸に、「大津波警報（特別警報）」が発表されたとき</p> <p>3 道内に大規模な地震・津波災害が発生し、広域的な災害応急対策が必要と認められるとき</p> <p>4 本部長が指示したとき</p>	配備計画の第3非常配備人員とし、災害の状況等により必要と認める人員

体 制	配 備 基 準	配 備 人 員
	<p>(風水害)</p> <p>5 特別警報（大雨・暴風・高潮・波浪）が発表されたとき</p> <p>6 多くの住家又は人的被害が発生し、被害の拡大が予想されるとき</p> <p>7 多くの地域で避難勧告、孤立集落等が発生し、応急対策が必要なとき</p> <p>8 多くの交通機関の障害又は生活基盤の被害が発生し、応急対策が必要なとき</p> <p>(雪害)</p> <p>9 特別警報（暴風雪・大雪）が発表されたとき</p> <p>10 多くの住家又は人的被害が発生し、被害の拡大が予想されるとき</p> <p>11 多くの地域で孤立集落、避難者等が発生し、応急対策が必要なとき</p> <p>12 多くの交通機関の障害又は生活基盤の被害が発生し、応急対策が必要なとき</p> <p>(火山)</p> <p>13 噴火警報（居住地域）又は噴火警報が発表され、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生し、又は発生すると予想されるとき。（噴火警戒レベル4相当以上）</p> <p>(海上災害)</p> <p>14 大量の油等が流出し、漁業や環境に大規模な被害が発生したとき、又は発生が予想されるとき</p> <p>15 人命の救助救出活動の難航が予想されるとき</p> <p>16 多くの死傷者が発生したとき</p> <p>(航空災害)</p> <p>17 人命の救助救出活動の難航が予想されるとき</p> <p>18 航空機が消息を絶ったとき</p> <p>(鉄道災害)</p> <p>19 被害が大規模なとき</p> <p>20 人命の救助救出活動の難航が予想されるとき</p> <p>(道路災害)</p> <p>21 被害が大規模なとき</p> <p>22 人命の救助救出活動の難航が予想されるとき</p> <p>(危険物等災害)</p> <p>23 被害が大規模なとき</p> <p>24 人命の救助救出活動の難航が予想されるとき</p> <p>(大規模火災)</p> <p>25 被害が大規模なとき</p> <p>26 人命の救助救出活動の難航が予想されるとき</p>	

体 制	配 備 基 準	配 備 人 員
	<p>(林野火災) 27 火災が複数の市町村にわたり消防活動の難航が予想されるとき 28 人命の救助救出活動の難航が予想されるとき (冷(湿)害) 29 各地で冷(湿)害被害が発生したとき (大規模停電災害) 30 人命の救助救出案件が多数発生し、被害や停電の影響が拡大し、長期化が予想されるとき。</p>	

※ 上記体制のほか、勤務時間外においては、危機対策局で宿日直者2名の体制を取っている。

(1) 想定災害である最大震度7の札幌市直下型地震が発生した場合は、第3非常配備体制（災害対策本部設置）となる。

災害対策本部（32名）	知事、警察本部長、教育長、会計管理者、公営企業管理者、各部長等
危機対策局〔危機管理班〕（57名）	危機管理監、局長、危機対策課、原子力安全対策課
災害対策本部指揮室（約150名）	副知事、危機管理監、本部連絡員（関係各課） 防災会議関係機関

(2) 各部局等の「災害対策実施要領」等においては、第2非常配備を基本とし、必要に応じて配備要員を増員する。

(3) 第5で示すとおり、本庁舎等に被害が生じ、万一使用できない場合を想定し、本計画では、大規模地震発生時には、職員は本庁舎近隣の代替施設に参集する場合を想定する。

2 参集可能人員

勤務時間外の大規模地震発生時には、職員自身やその家族の被災、交通の途絶等が予想され、平常時のようなスムーズな参集は見込めないことから、次のとおり参集可能人員を想定する。

※ 参集率の想定は、本庁等職員数や本庁舎が所在する政令指定都市の人口等が近似する愛知県の「愛知県庁BCP」で想定する参集率及び平成21年7月14日に実施した非常招集訓練実施結果等を参考に行った。

○ 参集率の想定

	想定となる対象	参 集 率
発災～4日目	徒歩・自転車での移動が可能な、札幌市内(参集場所から直線距離約15km圏内)に居住する職員が対象 [対象：約3,700人] (H29.2.1現在－人事課調べ)	<p>札幌市内(参集場所から直線距離約15km圏内)に居住する職員の</p> <p>[発災：夏5時] 7割が順次参集</p> <p>[発災：冬5時] 5割が順次参集</p>
～7日目	すべての職員が対象 [対象：約4,100人] (H29.2.1現在－人事課調べ)	<p>4日目からは交通機関が復旧し、</p> <p>市内居住職員7(5)割の参集以降、順次参集</p> <p>職員全体の98(96)%が参集</p> <p>(※ 約2%強 [冬は約4%強] の職員は、本人又は家族の死傷等により長期間参集できないと想定)</p>

○ 職員の参集想定

<発災：夏5時>

発災後	～1時間	～3時間	～12時間	～1日	～4日	～7日
参集職員数(人)	399	1,064	1,767	1,767	2,577	4,012
職員参集率(%)	11%	29%	48%	48%	70%	98%

<発災：冬5時>

発災後	～1時間	～3時間	～12時間	～1日	～4日	～7日
参集職員数(人)	289	733	1,248	1,248	1,841	3,930
職員参集率(%)	8%	20%	34%	34%	50%	96%

※ 参集職員数は、平成29年2月1日現在の職員数を基に各部局ごとに参集可能人員を想定したものの累計である。

【参考】

■ 参集率7割の想定（「愛知県庁BCP」から抜粋）

職員の参集率は、阪神・淡路大震災発生時の兵庫県及び兵庫県内市町村における参集率を参考としている。

兵庫県、神戸市、伊丹市、西宮市、芦屋市、宝塚市の地震発生当日の参集率の平均は約48%であり、発災から4日目までの平均は約76%である。

また、芦屋市職員に対するアンケートによれば、回答した職員の19.6%が家屋等の財産被害に遭い、5.5%が参集途上に被災現場で救助活動等を行ったという（出典：（財）消防科学総合センター『地域防災データ総覧 阪神・淡路大震災基礎データ編』）。

これらのことから、発災から4日目までは3割の職員の参集が困難であると想定し参集率を7割とする。

■ 冬の参集率5割、参集不能率4%の想定

札幌市防災会議が公表した「第3次地震被害想定について」における、「冬の場合は夏に比べて徒歩で帰宅できる距離が短くなる（夏の7割）」から、冬の4日目までの参集率を5割（7割×7割）、「冬の死・重傷者は10,645人で夏の4,912人の約2倍」であることから参集不能率を4%（夏2%×2）と想定する。

■ 徒歩及び自転車による参集の想定〔対象：札幌市内（直線距離約15km）居住〕

平成21年7月14日に実施した「非常招集訓練実施結果（対象：直線距離約6km以内に居住する管理職員）」によれば、27.7%の職員が1時間以内で参集していることから、1時間以内の参集率を11%（27.7%×6km÷15km）、直線距離6km以内に居住する職員は約2時間で全員参集を完了していることから、3時間（距離：約9km）までに29%の職員が参集する想定とする（48%×9km÷15km）。

3 安否確認

非常時優先業務を迅速かつ的確に執行するためには、業務に従事できる人員の確保が必要である。

各部局等においては、職員の自宅の固定電話、携帯電話、携帯メール等複数の連絡方法を把握し、緊急時の連絡体制を整備するなど安否確認の手順を定めておくものとする。

なお、災害等発生時において、各所属で把握した安否情報は、代表課等を通じて人事課に報告するものとする。

また、職員が家族の安否を確認し安心して職務に専念できるよう、普段から家族内でメールや災害用伝言ダイヤル等を用いた連絡方法について確認しておくよう周知を図るものとする。

4 職員の応援体制

非常時優先業務の実施にあたっては、各所属に参集する職員で対応することを原則とするが、業務量や職員の参集状況などにより対応が困難となる場合は、部局内他所属からの応援体制について代表課等において調整するものとする。

また、部局内で職員を確保できない場合は、業務内容や必要人員の申出により、他部局からの応援体制について人事課において調整するものとする。

5 職務権限の代行

災害時において非常時優先業務を適切に実施するためには、決裁権者が被災などにより参集できない場合に備え、職務の代行者を予め定めておく必要がある。

各所属においては、代決者及びその順序について、北海道事務決裁規程や各課等処務細則を確認しておくほか、必要に応じて、臨時代行を定めておくものとする。

6 職員の健康管理

災害対応は長期にわたることも想定されることから、非常時優先業務が長期間に及ぶ場合などに備え、各所属においては、休憩時間の確保や交代制等の勤務体制を整えるなど職員の健康管理に配慮するものとする。

第5 業務執行環境の整備

1 本庁舎等に及ぼす影響

本庁舎は、平成28年1月に耐震改修工事が完了し、震度7の地震が発生した場合でも、免震装置の一部損傷はあるものの、建物は倒壊しない耐震性を確保している。

別館庁舎の耐震判定係数は、1.13となっていることから、庁舎の使用が困難になることも想定され、発災時の初動体制に支障を来すおそれがある。

また、周辺地域の洪水による浸水深は0.5m未満であるが、本庁舎及び別館は、土のう設置等により浸水を防ぐこととする。

(参考)

耐震安全性の分類上、求められている耐震判定係数の目標値は、1.50以上である。

・本庁舎：昭和43年建築、平成28年1月耐震改修
耐震判定係数1.50相当（※）

（※）相当とは、国（国土交通省）の基準により、免震構造の建築物が保有する耐震性能は、I類（1.50）相当としている。

・別館庁舎：昭和53年建築、耐震判定係数1.13

2 本庁舎等の点検

庁舎管理者は、大規模な地震が発生した場合は庁舎の被災状況の確認と使用の可否を判断し、庁舎等への立入りの可否が分かるような標示を行い、庁舎の被災状況及び庁舎利用上の注意点について職員に伝達する。

また、必要に応じて、被災建築物応急危険度判定を行うものとする。

3 本庁舎等の機能確保

(1) 執務室の機能確保

防火・防災担当責任者は、執務室の被災状況の確認と使用の可否を判断し、主管課を通じて庁舎管理者に報告する。

また、執務室の被害を軽減するため、あらかじめ、ガラスの飛散防止措置やオフィス家具等の転倒防止措置の実施など、執務環境の向上確保に努めるものとする。

(2) 電源の確保

電力の供給が途絶えた場合、本庁舎においては、連続90時間運転可能な燃料を確保している非常用発電機（1,200kW）により、全ての照明、コンセント設備に電力を供給する。ただし、空調設備においては、使用状況により制限が必要となる。また、非常用発電機の燃料については、90時間分を確保しているが、これを超える長期間の停電の場合には、災害時における石油類燃料の供給等に関する協定を活用するなどして、燃料を確保する。

別館庁舎においては、連続9時間運転可能な燃料を確保している非常

発電機（500KW）により、建築基準法、消防法に基づく電源のほか、必要最小限の範囲に電力を供給する。

(3) 水の確保

本庁舎の給水設備は地下水を使用しているため電力の供給下で使用可能であり、別館庁舎の飲料水は公共水道を使用しているため高架水槽（容量：23m³）の残留水を使用することは可能であり、雑用水は地下水を使用しているため電力の供給下で使用可能である。

(4) 通信手段の確保

北海道総合行政情報ネットワークや災害時優先電話等を活用し、被災情報の収集・連絡、災害応急対策の調整等を行う。

ア 北海道総合行政情報ネットワーク

国機関（省庁）や総合振興局及び振興局（以下「振興局」という。）、市町村とは、地上系及び衛星系の2ルートにより、電話（ファクシミリ）回線を整備しており、一般電話回線が不通となる事態においても、これらの機関との通信を確保している。

また、庁舎が停電した場合も、発電機による通信機能を確保する。

イ 一般電話回線（NTT回線等）の利用

(ア) 省庁や振興局、市町村以外の防災関係機関とは一般電話回線が利用可能な場合に、災害時優先電話により通信を確保する。

(イ) 携帯電話回線が利用可能な場合には、災害時優先電話により防災関係機関等との通信を確保する。

ウ 衛星携帯電話の利用

振興局に、衛星携帯電話が配備されており、一般電話回線が不通となる事態においても、通信を確保している。

(5) 情報システムの維持

情報システム管理者は、情報システムに障害が発生した場合、情報システムの被害状況等を把握し、速やかに運用委託事業者等に連絡してシステムの復旧に努める。

特に、非常時優先業務を遂行するために不可欠な情報システム（以下「重要システム」という。）については、ICT部門の業務継続計画に基づき策定している復旧行動計画及び代替行動計画に従って適切な対応を行う。

また、情報システムのサーバが破損する事態に備え、データ及びシステムをバックアップするなどの対策や、サーバなど機器類を固定するなどの転倒、移動等の防止措置を講じるものとする。

特に、重要システムを構成するサーバなどの機器類はデータセンターにて管理を行う。

(6) 食料の確保

発災時には、備蓄計画により本部要員用として3,480食を備蓄しているが、不足する場合は「災害時における物資の供給に関する協定」を締結している流通業者から供給を受けるなど、食料の確保に努めるものとする。

(7) 暖房の確保

本庁舎及び別館庁舎の暖房設備は、(株)北海道熱供給公社から暖房用の蒸気の供給を受けており、配管設備に損傷がない場合、電力の供給下で使用可能である。なお、使用不可能な場合については、リース会社から暖房用

機器の提供が受けられる体制の整備を図る。

4 本庁舎等の代替施設

本庁舎は、耐震改修済みであるが、万一使用できない場合の代替施設は、札幌市内及び周辺地域に所在する道有施設のうち、使用可能な施設を活用するものとする。

例としては、別館西棟、空知総合振興局札幌建設管理部、札幌高等技術専門学院、札幌道税事務所自動車税部、消防学校、江別保健所、千歳保健所、空知総合振興局などを想定する。

(1) 災害対策本部等の執務室

災害対策本部等の運営の拠点となる代替施設は、知事や副知事等の災害対策本部員が発災後速やかに参集できる場所が望ましいことや、人員と機器を配置し初動体制を確立するためにも、本庁舎周辺に最低限運営できる災害対策本部等のスペース確保に努めるものとする。

災害対策本部 [本部長以下32名、執務室面積200m²]

災害対策本部長（知事）、副本部長（副知事）本部員（警察本部長、教育長、公営企業管理者、各部長、危機管理監等）が災害対策の基本的な事項を協議するため設置

危機管理班 [危機管理班約60名、執務室面積400m²]

発災時に災害対策本部の設営や情報の収集・提供等の初動体制を確保し、自衛隊の災害派遣要請等の災害応急対策の推進及び調整業務を実施

災害対策本部指揮室 [連絡部員約150名、執務室面積450m²]

副知事、危機管理監、本部連絡員（関係各課）、防災会議関係機関が、発災時の災害応急対策を的確かつ迅速に実施するために緊密な連絡を図ることを目的に設置

(2) 各部局等の執務室

各部局等において、非常時優先業務を執行するための必要面積を算出し、スペースの確保に努めるものとする。

各部局等の執務室 [職員数は第4の参集想定を参考に算出]

各部局等において、災害応急対策業務を中心に、非常時優先業務を最優先に実施

(3) 事務機器等

代替施設で非常時優先業務を執行するためには、次のような事務機器等が必要であり、各部局等が確保に努めるものとする。

事務機器	PC（行政情報ネットワーク）、コピー機など
通信機器	電話、FAXなど
通信回線	電話回線、ネットワーク回線など
その他	事務消耗品など

第6 計画の継続的な改善

1 研修・訓練等

非常時優先業務を円滑に執行し、業務継続計画を実効あるものとするため、各部局等は、平素から、発災時に速やかに実施すべき業務と一時的に休止すべき業務を認識しておくとともに、業務執行体制等の確保について確認しておくものとする。

また、職員全員が非常時優先業務の重要性を共通して認識し、災害時に職員自らが取るべき行動について把握するなど、平常時の業務の中にも定着させていくものとする。

そのため、各部局等においては、次に掲げる訓練等の実施により、職員個々の災害対応力を向上させるとともに、本計画の周知・徹底を図るものとする。

＜例示＞

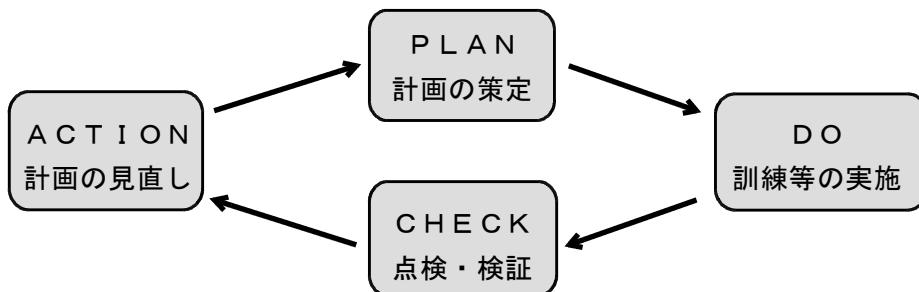
- 非常時優先業務の初動対応マニュアル等作成
- 非常時優先業務の初動対応訓練
- 非常招集訓練 ○ 安否確認訓練 など

なお、本計画の対象機関において、実施する訓練等は別表4のとおり。

2 継続的な改善

本計画のより適切な運用等を図るため、組織機構の改正、業務内容の変更、施設設備の変更があった場合に必要な改定を行うほか、1で示す訓練等の実施、検証を通じて、新たな課題等の洗い出しや非常時優先業務の見直しなど、課題等の解消に向け、必要な改善を加えるとともに、内容の充実化を図り、継続的に災害対応力の向上を目指すものとする。

＜本計画の継続的改善のイメージ：P D C Aサイクル＞



・別表4 実施する訓練等

種類		内容	対象(担当課)	頻度(時期)
研修	新採用職員研修	職員として基本となる危機管理や災害対応について学ぶ。	新規採用職員 (総務部人事課)	対象者は1回受講
	新任主幹級研修	管理職として、不測の事態発生時の危機対応について、必要な知識やスキルを習得する。	新任主幹級職員 (総務部人事課)	対象者は1回受講
訓練	本庁舎等消防総合訓練	避難訓練(職員)を実施。	全職員 (総務部総務課)	年1回
	赤れんが庁舎消防総合訓練	避難訓練(職員)を実施。	赤れんが庁舎勤務職員 (総務部総務課)	年1回
	北海道災害対策本部指揮室設置運営訓練	北海道災害対策本部指揮室の迅速な立ち上げや危機管理センタ一内の機械・設備の作動確認を通じて、指揮室要員の災害対策業務の習熟等を図る。	関係職員 (総務部危機対策課)	年1回以上 (人事異動後適時)
	北海道防災総合訓練	北海道地域防災計画「防災訓練計画」の規定に基づき、北海道、防災関係機関、関係市町村が共同で、大規模な災害を想定した訓練を実施することにより、同計画に定める「災害応急対策計画」の実効性を検証し、北海道の災害対応力の強化を図る。	関係職員 (総務部危機対策課)	年1回
災害通信連絡訓練(地震・津波)・レアート全国総合訓練	災害が発生時における避難指示、避難勧告の発令及び避難所の情報等を迅速かつ正確に発信できるよう、関係機関と協力を図り、訓練参加者の情報伝達に関する認識の向上を図る。	関係職員 (総務部危機対策課)	年1回	
	非常通信訓練	平常時使用している通信手段が使用できない状況下における大規模災害等を踏まえた非常通信ルートの検証を行うと同時に、関係機関との連携を図り、訓練参加者の非常通信に関する認識の向上を図る。	関係職員 (総務部危機対策課)	年2回
点検	非常用発電機の点検	非常用発電機を立ち上げ、起動や電力供給の状態を確認。	(総務部総務課)	月1回(外観点検、起動試験) 年1回(停電点検により、通信設備等へ電力供給)
	防災情報システム保守	常時稼働させるため、稼働状況の確認や機器点検等を実施。また、障害時の対応等についても記載。	(総務部危機対策課)	月1回(稼働状況・機器点検等)、適時
	道庁行政情報ネットワーク・行政情報コミュニケーションシステム保守運用	システムの安定稼働を確保するため、機器点検やネットワークの監視等を実施。	(総合政策部情報政策課)	年1回(本庁・総合振興局・振興局設置の幹線機器)
	総合行政情報ネットワーク設備の点検保守	通信設備、電源設備及び無線局舎等について、設備の状態確認及び総合的な性能・機能確認等の点検を実施。	(総合政策部情報政策課)	毎日(日常) 月1回(定期) 年2回(精密)

【資料】

着手目標時期別の非常時優先業務（各部局等別）

【総務部】

着手 目標時期	非常時優先業務				部の想定 参集人員 (冬の場合)
	応急業務（災害対策本部の業務）	所管課	通常業務（業務継続の優先度の高い業務）	所管課	
発災直後	・災害対策本部の設置・運営 ・災害情報の収集・報告	危機対策 〃	一		2
1時間	・自衛隊、国等に災害派遣・応援要請 ・班内非常配備体制及び連絡調整 ・道有財産の被害調査及び応急対策 ・職員公宅の被害調査及び復旧対策に関すること ・私立学校の被害調査及び復旧対策 ・災害時における総務班の対策業務についての協力	危機対策 総務 〃 職員厚生 学事 独立行政法人 職員事務・人事・文書 ・職員厚生・北方領土対策本部	・応急対策活動の把握と指示 ・救助・救急・医療救護体制の指示	危機対策 〃	4 1
1日目	・災害時における総務班の対策業務についての協力	改革推進・法人団体	・防災協定に基づく応援要請 ・被災者ニーズの把握 ・救援物資の調達 ・職員の服務等人事管理業務 ・北方領土問題等に係る関係官公庁及び諸団体との連絡調整業務	危機対策 〃 〃 人事 北方領土対策本部	1 7 5
3日目	・防災ボランティア等の受入体制の指示 ・災害関係予算に関すること ・災害応急対策及び災害復旧に関する資金計画 ・災害に関する道議会に関すること	危機対策 財政 〃 〃	・部内の総合調整 ・札幌医科大学の運営の推進管理 ・北海道立総合研究機構の運営の推進管理 ・職員の給与等支給関係業務 ・職員の給与関係業務（他課に属するものを除く） ・職員手当の認定業務 ・文書の收受・発送業務 ・条例・規則その他の法規文書の審査及び法令の解釈 ・法規の立案（他課に属するものを除く） ・条例等の公布、北海道公報の編集及び官報報告 ・公印に関すること（押印事務） ・不服申立て及び訴訟の総合調整 ・法律上道の義務に属する損害賠償の総合調整 ・職員の健康管理 ・恩給関係業務 ・私立高等学校の定員調整及び入試関係事務 ・北方領土隣接地域の振興及び住民の生活の安定に関する業務（他課に属するものを除く）	総務 独立行政法人 〃 人事・職員事務 人事 職員事務 文書 〃 〃 〃 〃 職員厚生 〃 学事 北方領土対策本部	2 5 8
1週間	・私立学校の授業料減免事務 ・災害時における道税に関する申告、申請、請求その他書類提出又は納付、納入期限延長 ・災害時における道税の減免、徴収猶予、換価猶予及び納入義務免除	学事 税務 〃	・危機管理及び国民保護に関する事務 ・自衛隊及び駐留軍に関する事務 ・消防及び危険物に関する事務 ・防災消防行政に関する事務 ・原子力安全対策に関する事務 ・情報公開及び刊行物等による情報提供の総括 ・個人情報の保護の総括 ・知事の資産等の公開 ・北海道の歴史に関する文書等の保存及び閲覧 ・財産形成貯蓄関係業務 ・各種補助事業及び貸付事業（道（国）→学校法人等） ・諸証明 ・学割証の交付 ・道の地方交付税及び地方譲与税関係業務 ・道債及び一時借入金関係業務 ・道税の賦課、徴収及び決算 ・道税に係る犯則取締り ・道税に係る不服申立て、訴訟 ・北方領土問題に係る施策の企画及び調整 ・北方領土問題に係る世論の啓発 ・北方地域元居住者に対する援護等（墓参事業等）	危機対策 〃 〃 〃 原子力安全対策 文書 職員厚生 学事 財政 〃 税務 〃 〃 〃 北方領土対策本部 〃 〃	5 4 0

（注）部の想定参集人員は、冬の早朝5時に発災した場合を記載している。

【総合政策部】

着手 目標時期	非常時優先業務				部の想定 参集人員 (冬の場合)
	応急業務（災害対策本部の業務）	所管課	通常業務（業務継続の優先度の高い業務）	所管課	
発災直後	一		・北海道総合行政情報ネットワークの通信の確保に関する業務	情報政策	2
1時間	<ul style="list-style-type: none"> ・班内非常配備体制及び連絡調整 ・災害広報の企画実施 ・各種情報資料の収集、提供（災害分） ・報道機関との連絡調整（災害分） ・臨時電話等の設置 ・港湾及び海岸（国土交通省港湾局）の事故等に関すること ・港湾及び海岸（国土交通省港湾局）の被害調査及び応急並びに復旧対策 ・災害時における総合政策班の対策業務についての協力 	総務 広報広聴 " " 情報政策 交通企画 "	<ul style="list-style-type: none"> ・知事及び副知事の秘書業務 ・道の情報通信基盤の管理運営に関する業務（道庁行政情報ネットワーク（府内 LAN）、道庁行政情報コミュニケーションシステム、LGWAN、テレビ会議システム、電話設備） ・府内の情報システムの助言・指導・調整、大型汎用機システムの運用管理 ・情報セキュリティ対策 	秘書 情報政策 "	35
1日目	<ul style="list-style-type: none"> ・総合政策部関係被災の取りまとめ ・知事及び副知事の災害地視察 ・被災者からの相談に関すること ・政策広報に関する業務（緊急性のあるもの） ・在道外国公館に対する災害状況の報告 ・在道外国公館の被害調査 ・北海道出身移住者子弟留学生及び北海道海外技術研修員等の被害調査 ・語学指導等を行う外国青年招致事業参加者及びこれに準する外国人の被害調査 ・多言語による情報提供の支援に係る関係団体との連携・協力 ・交通施設等の被害状況の情報収集に関すること（他課の所管するものを除く） ・空港の事故等に関すること ・空港の被害調査及び応急並びに復旧対策に関すること ・国際航空輸送関連施設の被害状況の情報収集に関すること（他の所管するものを除く） 	総務 秘書 道政相談センター 政策 国際 "	<ul style="list-style-type: none"> ・部内の総合調整 ・報道機関との連絡調整（通常分・災害以外） ・報道対応業務（知事記者会見等、記者発表（レクチャー・資料配付）、選挙・行幸啓の対応）（通常分・災害以外） ・特命課題に関する業務 ・旅券発給等業務（不要不急の申請を除く） ・外国公館との連絡調整業務 ・被災地の市町村等の行政運営に係る助言及び調査 	総務 広報広聴 "	149
3日目	<ul style="list-style-type: none"> ・被災地の市町村、一部事務組合及び広域連合の短期資金のあっせん及び災害に係る地方債に関すること ・被災地の市町村が行う税等の減免 ・被災地の市町村に対する交付税の繰上げ交付 ・被災地における職員派遣要望取りまとめ 	市町村 "	<ul style="list-style-type: none"> ・各種広報媒体による広報（広報紙「ほっかいどう」等の発行、新聞・テレビ等の利用、インターネット等の利用） ・サハリン事務所に関する業務 ・運輸交通に係る総合調整に関する業務（他部局に属するものを除く） 	広報広聴 国際 交通企画	220
1週間	・防災のための集団移転に関すること	地域政策	<ul style="list-style-type: none"> ・全国知事会に関する業務 ・北海道東北知事会に関する業務 ・北海道・北東北知事ミットに関する業務 ・皇室に関する業務 ・市町村及び民間企業等との連携・協働による広報業務 ・道政相談及び知事への陳情等に関する業務（電話及び来庁者対応） ・公益通報者保護制度に関する業務 ・苦情審査委員制度に関する業務 ・国費予算の要望に関する業務 ・土地売買の届出、無居取引に関する業務 ・水資源保全地域に係る届出に関する業務 ・道の申請・届出の電子化に関する業務及び電子調達に関する業務 ・統計調査に関する業務（調査継続の可否に係る調査及び調整を含む。） 	総務 "	453

【環境生活部】

着手 目標時期	非常時優先業務				部の想定 参集人員 (冬の場合)
	応急業務（災害対策本部の業務）	所管課	通常業務（業務継続の優先度の高い業務）	所管課	
			<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者からの暴力の防止・被害者の保護（相談対応等） ・協働推進に関する業務 ・文化振興に関する業務 ・文化施設に関する業務 ・国際的なスポーツ大会等に関する業務 ・アイヌ政策に関する業務 	// // // // スポーツ振興 アイヌ政策	

【保健福祉部】

着手 目標時期	非 常 時 優 先 業 務			部の想定 参集人員 (冬の場合)
	応急業務（災害対策本部の業務）	所管課	通常業務（業務継続の優先度の高い業務）	
	<ul style="list-style-type: none"> ・被災被保険者に対する国民健康保険料（税）の徴収猶予又は減免に関すること ・被災被保険者に対する介護保険料の徴収猶予又は減免に関すること ・被災者に対する介護サービスの提供に関する特例措置に関すること ・被災介護保険施設の介護報酬の特例措置に関すること ・被災者に対する障害福祉サービス等の利用者負担の減免に関すること ・被災者に対する障害福祉サービス等の提供に関する特例措置に関すること ・障害福祉サービスの報酬の特例措置に関すること 	<p>国保医療 高齢者保健福祉 施設運営指導・高 齢者保健福祉 施設運営指導・障 がい者保健福祉 障がい者保健福祉</p> <p>施設運営指導・障 がい者保健福祉 施設運営指導・障 がい者保健福祉</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国際関連業務 ・新型インフルエンザ対策に関する会議 ・資格試験の実施 ・歯科医師の免許に関すること ・栄養士、調理師の免許に関すること 	〃 〃 〃 地域保健 〃

【經濟部】

着手 目標時期	非常時優先業務				部の想定 参集人員 (冬の場合)
	応急業務（災害対策本部の業務）	所管課	通常業務（業務継続の優先度の高い業務）	所管課	
1週間			・食関連産業の振興 ・中小企業の組織化	食産業振興 中小企業	303

【農政部】

【水産林務部】

着手 目標時期	非常時優先業務				部の想定 参集人員 (冬の場合)
	応急業務（災害対策本部の業務）	所管課	通常業務（業務継続の優先度の高い業務）	所管課	
発災直後	—		—		—
1時間	<ul style="list-style-type: none"> ・班内非常配備体制及び連絡調整 ・水産業・林業関係被害報告の取りまとめ ・共同利用施設、その他施設（他課所管に関するものを除く）の被害調査及び復旧対策 ・水産資源の被害調査及び対策促進 ・水産増養植物及び施設の被害調査並びに応急措置及び復旧対策 ・漁場の被害調査及び復旧対策 ・水産共同利用施設（種苗生産施設）の被害調査及び復旧対策 ・漁港・漁港海岸の被害の取りまとめ ・漁業の操業への影響に関すること ・漁船の応急措置 ・水産業共同利用施設（サケ・マス増殖及び内水面関連施設）の被害調査及び復旧対策 ・災害時における漁業取締船の配備 ・林産物及び当該生産加工施設の被害調査及び復旧対策 ・林道の被害調査、応急措置及び復旧対策 ・林野火災の被害調査及び応急措置 ・森林及び苗畑の被害調査及び復旧対策 ・被災林野に係る病害虫の異常発生の防疫 ・林地及び治山施設の被害調査、応急措置及び復旧対策 ・道民の森等の被害調査及び復旧対策 ・道有林の林野、立木及び路網の被害調査及び復旧対策 ・道有林の土地（林野を除く）、建物及び工作物の被害調査及び復旧対策 	総務 " " 水産経営 " " 水産振興 " " 漁港漁村 " " 漁業管理 " " 林業木材 " " 森林整備 " " 治山 " " 森林活用・道有林 " "	<ul style="list-style-type: none"> ・部内の総合調整 ・漁船海難防止に関する業務（表彰を除く） ・災害復旧に関する業務 ・林野火災の予防対策 ・森林灾害及び森林被害の復旧等 	総務 " " 水産経営 " " 森林整備 "	23
1日目	<ul style="list-style-type: none"> ・水産業・林業関係被害に関する応急措置及び復旧対策の企画調整 ・漁港・漁港海岸に係る被害調査及び応急措置、災害復旧対策 ・災害応急復旧用木材の需要計画 ・林業災害に係る林業金融 ・林業構造改善に係る施設の被害調査及び復旧対策 ・特用林産物及び当該生産加工施設の被害調査及び復旧対策 ・被災保険者に対する森林保険に関すること 	総務 " " 漁港漁村 " " 林業木材 " " " " 森林整備	<ul style="list-style-type: none"> ・漁港実験室庁舎・施設の維持管理 	漁港漁村	101
3日目			<ul style="list-style-type: none"> ・沿岸漁場整備開発施設の被害調査及び復旧対策 ・漁港・漁港海岸の維持管理 ・漁業権に関する業務 ・漁業の許可及び操業の調整その他の漁業の調整 ・漁業の取締り、漁業取締船の維持及び運行 ・外国との漁業協定及び漁業協力等に関する業務 	水産振興 " " 漁港漁村 " " 漁業管理 " "	149

【建設部】

着手 目標時期	非常時優先業務			部の想定 参集人員 (冬の場合)	
	応急業務（災害対策本部の業務）	所管課	通常業務（業務継続の優先度の高い業務）		
			<ul style="list-style-type: none"> ・河川事業に係る計画に関する業務 ・河川事業、ダム事業に係る予算業務 ・土木に係る災害復旧に関する業務 ・砂防関係事業（公共）に係る計画、実施に関する業務 ・砂防関係事業（公共）に係る予算業務 ・開発行為に係る許認可及び宅地造成関係業務 ・住宅対策に関する業務 ・公営住宅に関する業務 ・住宅地区改良に関する業務 ・住宅供給公社に関する業務 	河川砂防 〃 〃 〃 〃 〃 都市計画 住宅 〃 〃 〃	
1週間			<ul style="list-style-type: none"> ・土木事業用地に関する業務 ・土地収用法に関する業務 ・廃道、廃河川敷地等第二種普通財産の管理 ・測量の公示等 ・公有地の拡大推進に関する業務 ・予算関係事務に関する業務 ・ダム（河川管理施設ダムに限る）の操作規則の策定及び検査に関する業務 ・許認可業務 ・訟務賠償業務 ・電子調達システム・入札契約総合管理システム・設計積算システムに関する業務 ・建設業の許可に関する業務 ・建設工事の紛争に関する業務 ・高規格幹線道路の建設促進に係る業務 ・都市計画関係業務 ・都市計画道路に関する業務 ・土地区画整理事業に関する業務 ・市町村のまちづくりに関する業務 ・都市公園及び緑地に関する業務 ・下水道に関する業務 ・宅地建物取引業、マンション管理等に関する業務 ・建築基準法、建築士法、建設リサイクル法等に関する業務 ・建築物の地震対策、防災対策、安全安心対策等に関する業務 ・民間住宅に関する業務 	総務 〃 〃 〃 〃 〃 維管防災 〃 〃 建設管理 〃 〃 道路 都市計画 都市環境 〃 〃 〃 〃 〃 建築指導 〃 〃 〃 〃 〃	447

【出納局】

着手 目標時期	非常時優先業務				局の想定 参集人員 (冬の場合)
	応急業務（災害対策本部の業務）	所管課	通常業務（業務継続の優先度の高い業務）	所管課	
発災直後	—		—		—
1時間	・班内非常配備体制及び連絡調整	総務			12
1日目			・財務会計トータルシステムの運用管理	総務	53
3日目	・災害救助基金等応急救助の費用に関すること ・支払資金対策 ・救援物資の出納保管 ・災害時における出納班の対策業務についての協力	審査第一・二 経理 調達 財務指導	・財務に係る条例、規則等に関する業務 ・災害見舞金の出納保管 ・資金管理業務 ・歳入歳出外現金、基金、有価証券の出納保管業務 ・物品購入及び賃貸借契約	財務指導 経理 〃 〃 調達	78
1週間			・支出命令の審査、支出負担行為の確認業務 ・財務会計に係る指導業務 ・支出審査及び支出命令業務 ・庁用共通物品払出業務 ・指名選考委員会に関する業務 ・競争入札の執行に関する業務 ・工事工区の設定に関する業務	審査第一・二 〃 〃 調達 総務 〃 〃	169

【企業局】

着手 目標時期	非常時優先業務				局の想定 参集人員 (冬の場合)
	応急業務（災害対策本部の業務）	所管課	通常業務（業務継続の優先度の高い業務）	所管課	
発災直後	—		—		—
1時間	・班内非常配備体制及び連絡調整 ・電気事業施設の情報収集及び被害調査 ・工業用水道施設の情報収集及び被害調査	総務 発電 工業用水道			3
1日目	・災害応急対策資材等の調達 ・被害の取りまとめ ・電気事業施設に係る災害応急対策の技術的連絡調整 ・電気事業施設の警戒及び管理 ・工業用水道施設に係る災害応急対策の技術的連絡調整 ・工業用水道施設の警戒及び管理	総務 〃 発電 〃 工业用水道 〃			16
3日目	・災害関係予算に関すること	総務	・電気事業施設の運用 ・工業用水道施設の運用及び管理	発電 工业用水道	24
1週間			・電気事業に係る許認可の申請 ・工業用水道事業に係る建設工事 ・工業用水道事業に係る許認可の申請	発電 工业用水道 〃	52

【教育厅】

【監查委員事務局】

着手 目標時期	非常時優先業務				想定 参集人員 (冬の場合)
	応急業務（災害対策本部の業務）	所管課	通常業務（業務継続の優先度の高い業務）	所管課	
発災直後	一		一		一
1時間					3
1日目			・執務室の復旧 ・職員の安否確認	総括監査 〃	15
3日目					22
1週間			・公當企業に係る定期監査 ・公當企業会計の決算審査 ・財政健全化法に係る財政指標（健全化判断比率、資金不足比率）等の審査 ・公當企業に係る例月出納検査 ・住民監査請求に基づく監査 ・住民の直接請求に基づく監査 ・議会の請求に基づく監査 ・知事の要求に基づく監査 ・出納職員等の賠償責任に関する監査 ・局内職員研修 ・定期監査 ・随時監査 ・行政監査 ・一般会計及び特別会計に係る例月出納検査 ・一般会計及び特別会計の決算審査 ・基金運用状況審査 ・財政的援助団体等の監査	総括監査 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 定期監査全課、技術監査 〃 〃 定期監査第三 〃 〃 〃 局内全課	49

【人事委員會事務局】

着手 目標時期	非常時優先業務				想定 参集人員 (冬の場合は)
	応急業務（災害対策本部の業務）	所管課	通常業務（業務継続の優先度の高い業務）	所管課	
発災直後	一		一		一
1時間					2
1日目					10
3日目					16
1週間			<ul style="list-style-type: none"> ・局内の企画調整に関する事項（緊急性のないものを除く） ・労働基準監督署機関の職権の行使に関する事項（勤務条件の実態調査等緊急性のないものを除く） ・分限、懲戒及びサービスに関する事項 ・福利厚生制度に関する事項（調査検討にかかる事項を除く） ・職員からの苦情相談に関する事項 ・局内他課の所掌に属しない事項（緊急性のないものを除く） ・任用の一般的な基準に関する事項 ・研修に関する事項（研修等の調査研究を除く） ・人事評価に関する事項（緊急性のないものを除く） ・給与制度に関する事項（緊急性のないものを除く） 	総務審査 " " " " " " " " " " " " 任用 " " " " 給与	32

【勞働委員会事務局】

着手 目標時期	非常時優先業務				想定 参集人員 (冬の場合)
	応急業務（災害対策本部の業務）	所管課	通常業務（業務継続の優先度の高い業務）	所管課	
発災直後	—		—		—
1時間					3
1日目					12
3日目					19
1週間			・労働組合の資格審査 ・不当労働行為の審査 ・労働争議のあっせん、調停及び仲裁 ・個別労働紛争のあっせん	総務審査 "調整 "	41

北海道庁業務継続計画

[第3版]

令和2年3月

編集・発行：北海道総務部危機対策局

危機対策課危機調整グループ

〒060-8588

札幌市中央区北3条西6丁目

TEL011-204-5014

